

インドアゴルフパーク ナイスオン中野島店

— 利用規約 —

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、プライムコーポレーション株式会社（以下「当社」といいます。）が管理・運営するインドアゴルフパークナイスオン（以下「本クラブ」といいます。）の会員の皆様との間の権利義務関係が定められています。本クラブの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（適用）

- 1 本規約は本クラブの利用に関する当社と会員との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と会員との間の一切の関係に適用されます。
- 2 当社が当社ウェブサイト上で掲載する本サービス利用に関するルール（<https://niceon-golf.jp/>）は、本規約の一部を構成するものとします。
- 3 本規約の内容と、前項のルールその他の本規約外における本サービスの説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第2条（目的）

本クラブの会員が、インドアゴルフを通し各会員のライフワークの振興を図ることを目的とします。

第3条（会員）

- 1 本クラブは会員制とし、別に定める会員プランに応じて契約し、契約プランに応じて諸施設及び諸サービスを利用できます。
- 2 会員の契約期間は、月単位で当社が別途定めた期間とし、当社所定の退会手続きが完了するまで自動更新とします。

第4条（入会資格）

本クラブの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。

- ① 18歳以上（高校生不可）で、本規約を承認し、諸規則を遵守する方。

- ② 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である方、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っているとして当社が判断した方、将来にわたり反社会的勢力等に該当しないことを自ら保証できる方。
- ③ 本クラブが健康上の観点から施設の利用に差し支えがないと判断した方。
- ④ 過去に本クラブで除名処分になったことがない（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自主退会した方を含む）、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分になったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、当社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認められた方。
- ⑤ 次のいずれかに該当した場合、本クラブが別途定める審査において入会資格が認められ、入会条件に同意した方。
- ・ 刺青、ファッションタトゥーがある方。
 - ・ 伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病に罹患している方。
 - ・ 施設を一人で利用できない方。
 - ・ 妊娠している方。
 - ・ 上記の他、当社が審査を必要とした方
- ⑥ その他、当社が本クラブの会員として不適切でないと判断していない方。

第5条（入会手続き）

- 1 本クラブを利用する方は、本規約を承認の上、入会手続きを行い所定の料金等を納入し当社の承認を得、契約を行う事により会員となります。
- 2 会員となる方は入会手続きの際、氏名・性別・生年月日・電話番号・郵便番号・緊急連絡先・住所・顔写真・メールアドレス、及び会費決済に必要な情報（以下、「会員個人情報」といいます。）を登録するものとします。また、会員となる方は登録内容が正確であることを保証するものとします。

- 3 会員は上記2項記載の入会手続きの際に登録した会員個人情報に基づいて、会員ウェブサイト等に登録されます。会員は同サイト等の利用規約に同意の上、同サイト等を利用するものとします。
- 4 本クラブは、会員から提供された顔写真をデジタル情報として保有し、本人確認等やサービスを提供する上での照合、サービスを利用いただくための資格等の確認に利用します。
- 5 会員資格を喪失した方が、本クラブに入会を希望する場合、当社は資格喪失理由により、諸会費・諸料金の割引を適用しない場合があります。また、本クラブは、本規約第4条4項により再度入会資格を認めた方について、諸会費・諸料金の支払方法を指定する場合があります。

第6条（入退館管理システム）

- 1 会員は、本クラブの施設を利用するときは、当社が定めた入退館管理システムのアプリケーションその他本クラブ利用のために必要なシステム（以下「入退館管理システム」といいます。）の使用をするものとし、入退館管理システムが提供するQRコード（以下、「メンバーコード」といいます。）を使用して入館できない場合は、会員は、本クラブの施設を利用することはできません。
- 2 メンバーコードは、会員本人または当社が認める使用権限を有する者のみが使用でき、他の者が使用することはできません。
- 3 会員は、当社がメンバーコードの提示を求めた場合は、これに応じなければなりません。
- 4 会員は、メンバーコードを第三者に貸与することはできません。メンバーコードを無断貸与した場合は退会処分の対象となります。但し、当社が別途許諾した場合には、この限りではありません。
- 5 当社は、会員が会員資格を喪失した場合、または本規約第11条に定める命令を受けた場合、メンバーコードを使用できなくする措置を講じることができます。

第7条（諸会費・諸料金）

- 1 会員は当社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に当社に納入しなければなりません。本クラブは会員資格のある会員の家族を会員の代理人として、諸会費・諸料金の納入を認める場合があります。この場合、会員の代理人は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

- 2 諸会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、前払金を含め法改正の内容に従い、会員は当社が定めた方法で差額を負担するものとします
- 3 諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は当社がこれを定めます。本クラブは会員の利用権利に応じて入会金を設ける場合があります。入会金の有無、金額は別に定め、会員は入会時にこれを支払うこととします。入会金は契約締結のためのものであり、理由の如何を問わず会員にこれを返還しないものとします。
- 4 利用回数の有無にかかわらず、所定の退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。尚、諸会費・諸料金の一括払い・前払い契約期間中に退会した場合は、当社が別途定める基準によるものとします。
- 5 当社は本クラブの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃、利用権利の変更もしくは入会金・諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、適用日の2週間前までに当社が定めた方法により告知するものとします。
- 6 月会費を滞納している会員は、未払い分の月会費を全て支払うまで、施設のご利用はできません。
- 7 一旦納入いただいた諸費用に過払金が生じた場合、当社所定の退会手続きが完了するまでの間、当社が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務にも充当することが出来るものとします。また、法令の定めまたは当社が認める理由がある場合のみ返還いたします。なお、返還先は、会員本人または本条1項で予め当社が認めている会員の代理人とします。

第8条（退会）

- 1 会員本人の都合による退会は、本人が退会希望月の10日迄（休館日の場合は前営業日）に当社所定の退会フォームでの手続きを完了する事により、その月末で退会できます。また、10日を過ぎて退会手続を完了した場合、翌月末日の退会となります。
- 2 退会を希望する会員に諸会費・諸料金の未払い料金のある場合は、完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。

第9条（会員資格の譲渡、相続、貸与）

本クラブの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、贈与、遺贈、貸与、名義変更、質権の設定その他担保に供する等の行為または相続その他の包括継承はできません。

第10条（諸手続き）

- 1 会員は会員種類・オプション・サービスに関する変更等の手続きを、当社が別途定める所定の方法で完了しなければなりません。また、本クラブは手続きの際確認書を交付し、変更契約書の取り交わしは省略するものとします。
- 2 会員は入会手続きの際に登録した内容に変更があった場合、速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。また、その後に変更があった場合も同様とします。
- 3 会員個人情報について、本クラブが変更の事実を確認した場合は、本人の同意をもって登録内容を変更できるものとし、届出書の取り交わしを省略する場合があります。

第11条（会員除名）

- 1 会員が次のいずれかに該当した場合は、本クラブは除名とすることができます。また、各号に該当し除名を受けた会員は、その後本クラブを含む当社の運営する全ての施設に入会および立ち入ることができないものとします。（但し、本クラブを含む当社が別途定める基準に準じて認めた場合は除きます。）
 - ① 本規約、その他本クラブが定める諸規則に違反したとき。
 - ② 諸会費、諸料金の遅延など支払いを怠ったとき。諸会費諸料金を滞納し、本クラブの催告に応じないとき。
 - ③ 本クラブの設備、機材等を故意に毀損したとき。
 - ④ 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
 - ⑤ 入会に際して本クラブに虚偽の申告をしたとき。
 - ⑥ 本クラブの内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、本クラブの運営に影響が生じると判断されたとき。
 - ⑦ 反社会的勢力等であることが判明したとき。

⑧ 本規約第14条各号の禁止行為を行ったとき。

⑨ その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。

2 除名処分を受けた会員は、当該処分時から、全ての当社サービスを利用することができません。

3 除名処分を受けた会員に対しては、当社は、前納分または既払分の会費等があっても、これらを返還することはいたしません。

第12条（会員資格喪失）

1 会員は次の場合に会員資格を喪失します。また、会員資格を喪失した会員のメンバーコードは直ちに無効となり、以後の入場、施設利用はできません。

①退会したとき。

②除名されたとき。

③死亡したとき。

④法人が解散した場合。

⑤本クラブが閉鎖された場合。

2 前項第4号および第5号の場合には、資格喪失日の属する月の会費等つき、日割計算の上、精算するものとします。

第13条（諸規則の厳守）

会員は本クラブ施設・サービス利用に際して、本規約および別途定める規則と注意事項を厳守し、本クラブでは従業員（アルバイトスタッフ、インストラクターを含みます。以下同じ。）の指示に従っていただきます。

第14条（禁止事項）

本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員による次の行為を禁止します。

① 本規約その他当社が定める規則、本クラブに掲示されたルール、慣習上のルール、当社の説明および指示に反する行為。

- ② 本クラブ又はその敷地内において、物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動をする行為。
- ③ 刃物等の危険物や、他者または施設・器具を傷つける可能性のある物品をクラブ施設またはその敷地内へ持ち込む行為。
- ④ 正当な理由なく他者の所持品に触れる行為。
- ⑤ 本クラブの利用を認められていない者を同伴させる行為。
- ⑥ メンバーコードを第三者に譲渡、貸与、その他当社に無断で会員本人以外の第三者に使用させる行為。
- ⑦ 他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発する、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。
- ⑧ 他の会員や従業員を待ち伏せる、尾行、執拗に話しかける等のストーカ―行為。
- ⑨ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為。
- ⑩ 動物（身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。）を館内に持ち込む行為。
- ⑪ 他の会員の本クラブ利用を妨げる行為。
- ⑫ 本クラブの秩序を乱し、またはその名誉、信用もしくは品位を傷付ける行為。
- ⑬ ゴルフブース内における以下の行為。
 - i 打席の内外を問わず、打席幅を越えるようなスイング（横振り等）を行うこと。
 - ii プレーヤー以外の方の打席、打席通路及び打席付近への立ち入り。
 - iii 打席設備の移動、及び不適切と思われる使用を行うこと。
 - iv 食事、喫煙、飲酒。

V 店舗備付のボール以外の当社の許諾を得ないボールを使用すること。

- ⑭ 喫煙ブース以外での喫煙、レストスペース以外での食事等の行為。
- ⑮ 本クラブの設備や備付のボール、備品を損壊、汚損等し、又は持ち出す行為。
- ⑯ 当施設が提供するサービス、商品その他本サービスを通じて知り得た一切の情報について、会員個人の私的利用の範囲を超えて利用する行為。
- ⑰ 他許可なく施設内で撮影・録音すること等、会員、第三者もしくは当社の著作権、商標権等の知的財産権、肖像権、プライバシーその他の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為。
- ⑱ 支払うべき諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。
- ⑲ 酒気を帯びて施設内に入場する行為。
- ⑳ 過剰、不当な要求行為。
- ㉑ その他、本クラブの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。

第15条（入場禁止、退場）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する方につき、相当期間の本クラブへの立入りの禁止またはクラブ施設からの退去を命じることができません。
 - ① 本規約および諸規則を遵守しない方。
 - ② 本規約第4条に定める入会資格を満たしていないと当社が判断した方。
 - ③ 健康状態により正常な施設利用ができないと当社が判断した方。
 - ④ 著しく不潔な身体または服装である方。
 - ⑤ 承諾なくメンバーコードを使用せずに入館した方。
 - ⑥ 本規約の手続に従わず会員以外の者を入館させた者および当該入館した方。

- ⑦ その他、当社において本クラブの施設・サービスの利用が好ましくないと判断した方。
- 2 相当期間の本クラブへの立入りが禁止された場合、当該期間中であっても、会費等は発生します。

第16条（損害賠償）

- 1 本クラブの施設利用に際して本人または第三者に人的・物的事故が生じ、その事故について本クラブに帰責事由が認められる場合に限り、本クラブは適正な範囲の賠償をするものとします。
- 2 会員又は同伴者は、本クラブの施設利用に際して当社、従業員または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。

第17条（盗難）

会員は、自己の所有物を会員自身の責任と負担により使用するものとし、所有物の盗難・毀損その他本クラブの利用に際して生じた財産的損害については、本クラブに帰責事由が認められる場合に限り、本クラブは適正な範囲の賠償をするものとします。

第18条（紛失物・遺失物・放置物・遺留物）

- 1 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、本クラブは一切損害賠償・補償等の責を負いません。
- 2 忘れ物・放置物について、本クラブは速やかに施設近隣の警察署へ届け出るものとします。但し、腐敗のおそれがあるなど衛生安全管理上、保管は不適切と判断したものは、適宜処理させていただきます。
- 3 当社は、レンタルロッカーを利用する会員に対して、以下の場合には、会員が保管又は遺留した物について、撤去するよう求めることができます。
 - ① レンタルロッカーの利用料金又は月会費を滞納した場合。
 - ② 利用会員が会員資格を喪失した場合。
 - ③ 当該会員のレンタルロッカーの利用が、他の会員又は従業員に対して物理的又は精神的損害を与えていると当社が判断した場合。
 - ④ その他施設運営に支障が生じていると当社が判断した場合。

- 4 会員は、前項の撤去要求後、当社が別途定める期間を経過した際には、レンタルロッカー内の遺留物について、当社が処分することに同意したものとします。

第19条（会員外利用者）

- 1 当社の定める各会員は、当社が別途定める条件を満たす場合、当社が別途定める人数を限度として、会員以外の者（以下「会員外利用者」といいます。）を同伴して本クラブの施設を利用できます。
- 2 前項に基づいて会員外利用者が本クラブの施設を利用する際には、会員が会員外利用者に本規約を周知させるものとし、会員外利用者は会員同様に本規約が適用されることに同意したものとします。
- 3 会員外利用者が本クラブの施設内において本規約に反する行為等をした場合には、同伴した会員が連帯して責任を負います。

第20条（利用案内）

本規約に定めのない本クラブの運営事項については、施設内掲示あるいは利用案内等当社が別途定める規則に定めます。

第21条（営業日及び営業時間）

- 1 本クラブの施設の営業日・営業時間は別途定めます。
- 2 気象、災害、警報、注意報その他諸事情等により、当社が営業時間の変更が必要と判断した場合は、事前告知することなく営業時間を変更することがあります。

第22条（本クラブの利用制限・休業）

- 1 当社は、次の場合には、本クラブの全部または一部の利用を制限することがあります。当該制限がなされた場合でも、別に定める場合を除き、会費等は発生します。

- ① 気象・災害等の影響が及ぶと判断し、営業が困難と認めたとき。
- ② 施設、設備の点検、補修または改修をするとき（緊急対応時も含む）。
- ③ 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由が発生したとき。

- ④ その他本クラブの全部または一部の利用を制限する必要と認めるとき
- 2 前項の場合、事前にその旨を本クラブまたは本クラブのホームページ等にて告示します。但し、緊急を要する場合はこの限りではありません。
 - 3 1項に基づいて月間10営業日以上（2月は9営業日以上）施設の全部を休業した場合は、休業した日数分を日割り計算し返金いたします。
 - 4 当社は、前項を適用せずに当社の判断において会費の割引、返還、減免その他の対応を行うことがあります。

第23条（本クラブの閉鎖・変更）

- 1 当社は、次の各号の場合には、本クラブの全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。
 - ① 気象・災害等により営業不能と認めたとき。
 - ②法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他本クラブの経営上等やむを得ない事由が発生したとき。
- 2 本クラブの閉鎖・変更の場合でも、その期間が1か月を超える場合のほかは、会費等は発生し、代替利用等の特別の補償は行いません。

第24条（再委託）

当社は、本クラブの運営に関する当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができます。また、当該第三者に委託するのに伴い、その業務遂行のため必要な範囲内で、会員の個人情報を提供する場合があります、会員はこれを同意します。

第25条（個人情報保護）

本クラブは、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、お客様の個人情報はじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを宣言いたします。プライバシーポリシーは、本クラブホームページに掲示いたします。

第26条（通知予告）

- 1 本クラブに関する通知または予告は、本クラブ所定の場所に掲示する方法または電子メール等の電磁的方法により行います。

- 2 当社および本クラブから会員への電子的手法でのご連絡は、会員が本クラブに申告したメールアドレス等に宛て発信されるものとし、当該メールアドレス等に宛てて発信された電子的手法でのご連絡が会員に到達しなかったことについて、当社および本クラブは何らの責任も負わないものとします。

第27条（本規約その他の規則の改定）

- 1 当社は、本規約その他の規則を改定することができます。また、改定後の本規約その他の規則は改訂日以降、全ての会員に適用されます。
- 2 当社は前項による利用規約を変更する場合、1か月前までに、利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容並びにその効力発生時期を、当社ウェブサイトに掲示し、またはユーザーに電子メール等の電子的方法にて通知します。

第28条（適用法および管轄裁判所）

この利用規約に関する準拠法は、日本法とします。本クラブ利用に関する会員と当社との間の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は 2023年9月1日より発効します。

最終改訂年月日 2023年11月8日